

た か つ は つ
高津発

に ほ ん か い か く
日本改革!

ほりぞえ健^{けん}ニュース

2006年8月号 No.36

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

「地方主権を語る集い」Part2 プレ特集号

～この国のあたらしいかたち～

川崎市議会議員 ほりぞえ健

テーマ: ローカル・マニフェストと
地方議会改革

開催のねらい

(事務局)

いよいよ今月31日に「地方主権を語る集い」が開催されます。昨年引き続き2回目となりますが、今回のねらいはどんなところにありますか。

(堀添)

昨年の集いでは、なぜ地方分権・地方主権が必要なのか、そしてローカル・マニフェストの意義について、松沢知事、阿部市長、樋高前代議士とパネル・ディスカッションをしました。

発達した日本において、国が一元的に内政の詳細まで決める今までのやり方は、地域ごとの多様性や努力の意欲を失わせ、結果的に税金の無駄遣いや利権構造を生み出してきたこと、そして、地域の住民が地域の政治の中身を名実ともに決めるためには、決定権限を国から地域に移す(地方主権)とともに、地域の政治家を選ぶ選挙も政策選択型に変え(ローカル・マニフェスト)なければならない、ということが、国、県、市の具体的な話しを通じて確認できたのではないかと思います。



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 市議会まちづくり委員会副委員長
- 民主党神奈川第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校1年)の3人家族



今回の集いでは、こうしたことを再度確認するとともに、その上で、地方自治体・地方政府自体も変わらなければならない、とりわけ、二元代表制の一翼を担い、より住民に近いといわれている地方議会も変わる必要がある、という点まで踏み込んだ議論ができれば、と考えています。今回は、比較的総論部分に力点が置かれていましたが、今回はより具体的に問題に切り込んでいく予定ですので、普段あまり政治に関心を持っていない方でも、スリリングに感じられるのではないのでしょうか。

地方自治体が変わるとは?

(事務局)

地方主権を進める上で、地方自治体・地方政府自体も変わらなければならない、ということでしたが、現在でも決してベストではないにしろ、そこそこうまく運営されているようにも思います。なぜ変わらなければいけないのですか。

（堀添）

今までは、地方自治体には実質的な裁量権はほとんどなかったですから、極論すれば、誰が市長や議員になったとしても、それほど違いはなかったわけです。行政にしても、国から詳細な要領等のマニュアルが示されましたから、大きく外れることはなかった。さらに言えば、かりに放漫経営をして予算が足りなくなっても、かなりの部分は地方交付税を増やすなど、国が帳尻をあわせてくれた。

その結果、どこの地方自治体でも画一的な行政サービスが提供され、画一的なインフラが整備され、画一的な都市ができ、最後にはどこの自治体も画一的に莫大な借金を抱えることになったのです。

地方主権とは、地方自治体が実質的な裁量権を持つということです。当然、地方自治体がきちんと機能しなければ大変なことになりますから、名実共に「地方政府」としての内実を備えなければなりません。

（事務局）

ということは、地方自治体は大きくなるということでしょうか。

（堀添）

現在、国が行っている仕事が地方に移りますから、当然、国家公務員の多くも地方に移転するということが起きると思います。しかし、このことは、ただちに地方自治体が大きくなるということではありません。

責任を持って地方政府を運営するためには、本来地方政府はなにをしなければならないのか、という原点に立ちかえることが不可欠ではないでしょうか。官か民かというのは実行主体の問題であり、その前に「公」としてどのような役割りを担わなければならないのか、ということ徹底的に議論し、決めなければならないと思います。

（事務局）

地方主権が進むなかで、地方自治体はどのように変わらなければいけないのか、それは現在行っている行財政改革の延長線上にあるのか、さらに別の視点を加える必要があるのか、県政の第一線で闘っている松沢知事のお考えも当日は伺いたいですね。ところで、議会はどのように変わるのでしょうか。

強い議会をつくる

（堀添）

結論からいえば、「強い議会」をつくらなければならないと思います。

今までは、全国画一的な地方政治が行われていましたから、基本的なルールも国が決めていました。その意味では、「議会」としての活動よりも、個々の「議員」としての活動、つまり、個別の住民の要望や課題をきちんと吸い上げ、行政に対応を求める活動に重点を置いてきた。こうした活動は今後も大切なわけですが、これに加えて「議会」としての活動、つまり地方政府としての基本ルールを定め、進むべき方向を決定するということが、非常に重要になってくると思います。

（事務局）

今までも議会は条例をはじめ、ルールを決めてきたのではないですか。

（堀添）

もちろんそうです。しかし、今までの地方自治体にはほとんど裁量権がないですから、議会に提案される条例案も、自治体ごとの特色はあまりないのです。実際、多くの条例は、国の法律改正を受けたものとなっています。これが、地方主権になると、大きく変わってきます。たとえば教育分野にしても、一クラスあたりの児童生徒の数を減らすという政策だけでなく、児童生徒の数は減らさずに補助教員を各クラスに複数配置するだとか、あるいは地域のボランティアやNPO法人等との連携を図る等々、自治体ごとに政策選択の幅が大きく広がります。当然、条例を制定する場としての議会における議論の深さと見識が、自治体運営に直接影響してきます。

（事務局）

議会の役割りが大きくなるということですね。

（堀添）

はい。そのためにも、議会は変わらなければならないのです。議会として、独自に方向性を検討し、議論を深め、最終的には議会としての総意にまとめあげる力が問われると思います。



(事務局)

そのためには、どうすべきですか。

(堀添)

どうすべきかは、各自治体ごとに考え、決めるべきことですし、「正解」があるわけでもありません。

私自身は、議会をまず「少数精鋭化」することが、一つの方向ではないかと思えます。といっても「少数精鋭化」とは、「精鋭を少数集める」ということではなく、「少数にすれば精鋭になる」という考え方です。

形から入る議論ではありますが、議員を少数にすることのメリットは3点あります。まず第一に、議論が深めやすくなります。第二に、合意形成・総意形成が容易になります。そして第三に、個々の議員の政策力強化に充てるための財源を、少数化で削減されたコストからうみだせます。

少数化に伴うデメリットは、情報公開・情報共有の推進や、パブリックコメント制度などによる説明責任の徹底、住民投票制度等の直接民主主義的手法の活用などにより、かなりカバーできるように思います。

(事務局)

議会としての合意形成・総意形成を容易にすることが、なぜ必要なのでしょう。

(堀添)

自治体運営上で重要なのは、個々の議員の考えではなく、それらを束ねた考えであり、議会としての総意だからです。当然、各議員には各議員固有の考えがあります。大切なのは、議会における議員間、会派間の議論を通じて、少しでも総意に近づけることだと、私は思います。

真の「与党」をつくる

(堀添)

このことに議論はあると思いますが、私は、真の「与党(会派)」をつくることも重要だと考えています。

地方政治は二代表制であり、首長も議員も直接有権者から選ばれるわけですから、本来、与党、野党というものはありません。しかし、多くの自治体では、議会は首長に追随し、あたかも追認機関のような、という指摘もあります。これは、議会が徹底的に是々非々の立場に立つと、現実的に自治体運営が停滞してしまう、という事情もあります。

真の「与党(会派)」とは、首長が議会に提案した議案は原則として可決する、ということですが、そのためには、提案される議案自

体にも関わっていく必要があります。議案作成の段階から、与党として積極的に関わっていく。場合によっては、議決された議案の執行についても関与していくことを検討すべきかもしれません。もちろん、そのためには最終的に、選挙のあり方や地方自治法についても、変えることが必要になると思います。今までの「首長 対 議会」という関係から、「首長&議会与党 対 議会野党(議会非与党)」という関係に変えることで、逆に議会の行政に対するチェック機能も高められるのではないのでしょうか。

議会の強みは市民との距離

(事務局)

「強い議会」とは、議会としての総意形成を容易にし、行政との関わりも強めること、とのことですが、それによりどのようなメリットがあるのでしょうか。

(堀添)

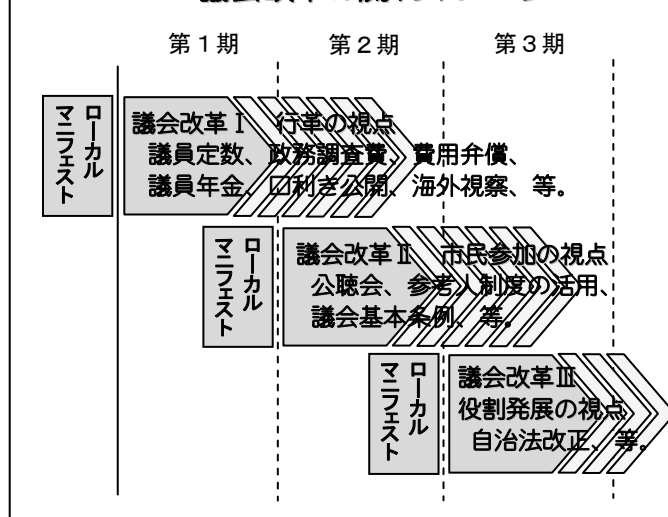
首長に対し、議会の本源的な強みは、市民との距離をより近づけられる点にあると思います。私たちは、この強みをもっともっと活用しなければなりません。そのためにも、現行自治法にも規定されている公聴会や参考人制度をはじめ、市民の声を積極的に汲み上げ、取り込んでいく取り組みが必要だと思えます。現在でも個々の議員として、あるいは会派としては、それぞれ行われていますが、議会として取り組むことが重要ではないのでしょうか。そのためにも「議会基本条例」といった基本ルールを定めた条例を制定することも検討すべきであると思えます。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2006年8月19日)

議会改革の流れイメージ



地方主権を語る集い~この国のあたらしいかたち



地方主権を語る集い

~ローカル・マニフェストと地方議会改革~

8月31日(木) 午後6時開場 (午後6時30分開会)

会場: KSPホール 会費: 3,000円

溝口駅から無料バス 懇親会費を含みます (前売券発売中)

主催: 「地方主権を語る集い」実行委員会

〒213-0033 川崎市高津区下町2-266 エスビル4階 電話 044-855-1479 FAX 044-855-1459

http://www.horisoze.com/tv2006/ e-mail: tezu@horisoze.com

制度疲労が起きています。

明治維新から139年、日本の社会は大きく変わりました。しかし、中央政府が決定をし地方が実行する、という国の仕組みは明治維新の時代そのままです。地域ごとの特性に合わない画一的な公約システムは、非効率な税金の使い方であるばかりでなく、税金を誰いものにする利権や癒着構造の温床にもなっています。

他方、地方の政治の仕組みも、今のままでよいのでしょうか。主権者である私たち地域住民の思いは、正しく街づくりに反映されているでしょうか。選挙のあり方も、抽象的な「公約」を掲げた候補者に、この先4年間の「白紙委任」をするだけで、本当に地域はよくなるのでしょうか。政治を変えるには、まず選挙が変わらなければなりません。その鍵が「ローカル・マニフェスト」であると思います。

地方議会も変わらなければなりません。

日時: 8月31日(木)

午後6時開場、6時半開始

会場: KSPホール

溝口駅から無料バス

会費: 3,000円 (懇親会費を含みます)

実行委員募集中!

044-855-1479

お気軽にお電話ください

連載コラム

川崎と高津の地名 (番外編)

参考: 上田恒三著「高津村風土記稿」
日本地名研究所編「川崎の町名」

おかげさまで、この連載コラムには多くの反響をいただいております。過去のコラムをご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までご連絡ください。なお、コラムは郵便番号の若い順に取り上げています。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 17号: 「川崎」の由来について | 26号: 「坂戸」の由来について |
| 18号: 「高津」の由来について | 29号: 「末長」の由来について |
| 19号: 「溝口」の由来について | 30号: 「新作」の由来について |
| 20号: 「二子」の由来について | 31号: 「梶ヶ谷」の由来について |
| 21号: 「瀬田」の由来について | 32号: 「千年」「千年新町」の由来について |
| 22号: 「諏訪」の由来について | 33号: 「子母口」「子母口富士見台」の由来について |
| 23号: 「北見方」の由来について | 34号: 「明津」の由来について |
| 24号: 「下野毛」の由来について | 35号: 「蟹ヶ谷」の由来について |
| 25号: 「久本」の由来について | |

「どこでも市政報告会」を行っています!

ご自宅等、ご都合のよい場所で「どこでも市政報告会」を行っています。お一人でも結構です。お気軽にほりぞえ健事務所まで、お声がけください。(電話: 855-1479)

この数箇月、エレベーター、湯沸かし器、ブルなど、防げたかもしれない事故のニールが相次いだ。ふじみ野市におけるブル事故のケースでは、小さな子どもが犠牲になり、とりわけ大人の責任が問われるように思う。少なくとも、社会全体で各人が今一度、自らの持ち場の責任を再確認する必要があり、と云えるだろう。▼財団法人日本体育施設協会によると、吸排水口の事故は一九六五年以降五九件起きており、五九人が死亡しているという。最近でも一九九九年山形で六年生の女児、木で高一男子、二〇〇四年新潟で六年男児が、足等をとられ亡くなっている。事故が度々発生しているにもかかわらず、八月一日の時点で、蓋が固定されておらず、あるいは吸い込み防止金具が設置されていないブルが、全国で二八二箇所にのぼるが、(文科省調べ)。子どもの安全は最優先課題であり、費用や手間を惜しむではない。ほりぞえ健事務所でも、対策はそれと難しい仕事ではないだろう。徹底した犠牲者が出るのではないよう、徹底した安全策を講じなければならぬ。

▼川崎市でも、小中学校、高校、養護学校、公営民営プール等で緊急点検を行った。蓋の未固定や金具の未設置はなかったが、今後とも入念な定期点検を行うよう関係機関に訴えたい。また、全体が吸い込まれるより、膝など一部が吸いつけられて頭部が水没する事故の方が多く、防止には監視員の役割が極めて重要だ。▼このところ痛ましい事件が頻発し、大変な事故の記憶も薄れがちだ。しかし、大変な事故の記憶も薄れる事柄を決して忘れる、人災とも言うべき事故を、子ども犠牲に對する大人としての責任を、自らが当部署にいたらないだろうと問われて、今後何に取り組みするか、(事務局ゆ)